

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

いわゆる人材確保法は、学校教育が次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであることに鑑み、教育職員の給与について特別の措置を定め、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的に制定されたものであるが、近年、教員給与体系の再構築の動きのもと、教育職員特有の手当の削減等が行われてきたところである。

学校教育の成否は教育職員の資質能力に負うところが大きく、学校現場に優秀で質が高く、意欲に溢れた人材を確保することが極めて重要である。

また、義務教育に係る教職員の給与等について、義務教育費国庫負担金制度によりその一部を国が負担するなど、国から一定の支援が行われているが、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国一律に義務教育の機会均等とその維持向上を図り、地域間における教育格差が生じないようにするためには、国の責務として必要な財源を保障する必要がある。

さらに、学級編制基準においては、平成23年度の法改正により、小学校第1学年の35人以下学級の実現が図られたものの、小学校第2学年における対応は、過配措置で行うとされたところである。

いじめをはじめとする喫緊の教育課題に対応し、きめ細やかな教育を推進していくためには、教職員定数の充実を図る必要がある。

よって、国におかれては、次の事項が実現されるよう強く要望する。

- 1 人材確保法の趣旨を尊重し、優れた教職員を確保するために、教育専門職としてふさわしい給与・待遇改善を図ること。
- 2 義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、必要な財政的支援を行い、地域間の格差を生じさせないこと。
- 3 今日的な教育課題に対応するため、公立義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

徳島県議会議長 榎 本 孝